

中小企業福祉事業団と大同生命保険株式会社との提携のもと展開された雇用調整助成金相談窓口において、企業規模・業種・地域の別なく広範にご協力いただいた山田先生より、どのような想いで本件にご協力して下さったのかお声をいただきました。

RESUS社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 山田 雅人 氏

1979年大阪府生まれ。2016年株式会社RESUS創業、翌年RESUS社会保険労務士事務所を開業し、不動産業界を中心とした中小企業に対して労働環境改善、採用支援、助成金申請など労務支援を行っている。社労士業界では若手で創業間もない事務所でありながら、従業員9名を抱え初年度から顧問先を順調に獲得している理由は「従業員を大切にすること」を事業目的としている点が大きい。研修講師や事業所訪問など、顧問先で働く従業員と接する機会をあえて設けることで現場の声を経営支援に活かしている。



雇用調整助成金が利用できないのは自己責任か

雇用調整助成金は景気の大きな変動によって雇用維持に大きな役割を果たす一方で、多くから批判されている通り、制度が広く十分に知れ渡っているとは言い難い状態です。しかし、様々な理由で活用しなかった(できなかった)事業主の影響を受けるのは、間違いなくその職場で働く従業員です。今回の新型コロナウイルス感染症においては、その状態を刷新し広くあまねく事業主や労働者を救済するために多くの拡充が講じられました。ベテランの先生方からすれば、まさに何でもありの助成金という感じであろうかと思えます。

目的は雇用の維持。目下の失業者を減らすためだけに多くの公金が投じられましたが、それでも当事務所に相談をいただいていた零細事業所や、理・美容院、飲食店などにおいては、アフターコロナに事業を維持できるか長く迷い、結果的に事業の維持を断念した会社もあります。

今回の手厚い融資制度や持続化給付金・雇用調整助成金などをいくら活用しようとも、結局は営業収益が回復しない限りはいずれ沈むタイミングが訪れ、その日は近い将来に存在していると失望すれば、事業を続ける気がなくなるのもよく理解できます。助言をすることは出来ても無理に借金を強いることはできません。

顧問先を多く抱える社労士事務所は手一杯

多くの社労士事務所では日ごろ給与計算などを行っている顧問先の支援で精いっぱい、なかには顧問先の相談も断ったり、新規の相談は完全に締め切っていた印象があります。労働局の相談窓口も長くパンク状態が続く、「顧問社労士がいない小規模企業」では、ほとんどがパニック状態になったのではないのでしょうか。

今や原型をとどめなくなった雇用調整助成金ですが、もともとは膨大な書類や厳格な審査によって支給されるものであり、社労士でも扱いに躊躇する助成金であったことは間違いありません。それが、本来は支給対象外であったはずの法令違反事業所や雇用保険被保険者でないアルバイトなども(緊急雇用安定助成金により)対象とされ、書類も元の1/4ほどになりました。

もはや難易度の高い助成金とは言えませんが、それでもまだ利用が進まないのは、「小規模事業者ではほとんど整備されていない賃金台帳や労働条件通知書などの帳簿類をどの程度まで整備すれば申請が可能なのか」「事業所によってそれぞれ異なるシフト制などの就労形態からどのように申請金額(休業手当相当額)を算出するのか」それが分からないまま、結局面倒になって諦めてしまうということも多くあるのではないのでしょうか。また、幾度もダウンするオ

ンライン申請システムなど、不安で孤独な事業主を断念させるに十分な条件がそろっていたようにも思えます。

本業の激減で雇調金申請を扱うことに

当事務所でも助成金不正受給の連帯責任回避や業務多忙ということもあり、当初新規相談は対応していませんでした。しかし、事業主からの悲惨な状態を聞くだけでなく、労働者からも解雇や雇止め、無給休業で放置されていると多くの相談があり、この異常な状況下で身内の保身のためだけに外部を遮断することは資格職業者として間違っているのではないかと葛藤がありました。

実は当社は社労士としての1号・2号業務は一切扱っておらず、採用支援関係や福利厚生制度等のコンサルティングで立てる一部の収益と、転勤に付随する業者の手配や事務代行を本業として行っています。ところが今回の新型コロナウイルス禍によって官公庁をはじめ多くの大企業で転勤が停止・中止され、当社の提携する不動産業者や引越し業者でも、来客が半減する状態が続きました。コロナ前に予定していたプロジェクトや本業がなくなりすっぽりと時間ができたこともあり、資格職業者としての本懐を果たすべく幅広く新規相談の対応を行うことを決意しました。

今回の相談対応が果たして利益につながるのかは、今後のことなのでまだ分かりませんが、事業主だけでなく多くの労働者に喜ばれながら報酬を得ることは職業人として大変やりがいのある仕事です。中には不正受給を仄めかす相談や、怪しい下請け仕事の相談も確かに多くありましたが、『不正支給決定にならない』、『不正受給を疑わせない』、この二点を徹底的に重視して支援を行ったことが、受給だけを目的とするコンサル会社などとは大きく違い、社労士として事業主の役に立てた点ではあると思っています。

社労士の役割は無限にある希望

メディアでこれほどまでに『社会保険労務士』の名前が挙げられたことが、かつてあったでしょうか。雇用調整助成金だけでなく、雇用を守るために多くの社労士が粉骨砕身活躍し、事業主から信頼や必要性が高まったのではないのでしょうか。「働き方改革」が進展するなかで、今後の経営においてますます重要とされる労務管理について、社労士の果たす役割はまだまだ無限にあるのだと喜びを感じながら、毎日忙しく相談対応を行っています。